

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年 10 月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500271 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500048 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 7 年 9 月 1 日から平成 8 年 4 月 1 日に訂正し、平成 7 年 9 月から平成 8 年 3 月までの標準報酬月額について、平成 7 年 9 月は 22 万円、同年 10 月から平成 8 年 3 月までは 20 万円とすることが必要である。

平成 7 年 9 月 1 日から平成 8 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から平成 8 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社に係る被保険者資格の喪失年月日が平成 7 年 9 月 1 日となっているが、請求期間も継続して同社に勤務していたので請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、給与支払証明書及び平成 8 年分給与所得の源泉徴収票並びに雇用保険の記録から判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 7 年 9 月 1 日と記録されているが、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日として記録されていた同年 9 月 1 日より後の平成 8 年 3 月 26 日に行われている。

また、オンライン記録によると、請求期間の始期の前日に、A 社において厚生年金保険被保険者記録がある者については、請求者を含む全員が、いずれも平成 8 年 3 月 26 日の処理により、平成 7 年 10 月の定時決定の標準報酬月額の記録を遡って取り消された上、被保険者資格の喪失年月日を平成 7 年 9 月 1 日と記録されていることが確認できる。

さらに、前述のとおり、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は平成 7 年 9 月 1 日と記録されていたものの、商業登記の記録及び前述の遡及取消処理が行われている者に係る雇用保険の記録により、同社は請求期間において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成 7 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、雇用保険の記録における離職年月日の翌日である平成 8 年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社における平成 6 年 10 月及び当初の平成 7 年 10 月の定時決定の記録から、平成 7 年 9 月は 22 万円、同年 10 月から平成 8 年 3 月までは 20 万円とすることが妥当である。